

## 地域防災計画原子力災害対策編 ステップ3の見直しの進め方について（案）

平成25年11月25日

### 1 これまでの見直し

地域防災計画の見直しは平成24年度から開始し、まずステップ1として、重点地域の拡大や通報連絡体制の強化など、初動対応を中心とした見直しを行い、その後ステップ2として、原子力災害対策指針を踏まえ避難にかかる区域及び基準の設定等を行った。

#### (1) ステップ1（平成24年11月29日防災会議了承）

- ・重点区域を双葉郡6町から暫定的に13市町村（全域）に拡大
- ・重点区域拡大に伴い通報先を拡大、また通信不通時は東電が連絡員派遣
- ・衛星携帯電話の整備、通信手段の多重化の推進など

#### (2) ステップ2（平成25年3月26日防災会議了承）

- ・PAZを各原発から5km範囲、UPZを暫定重点区域13市町村に設定
- ・緊急時の初期対応基準（EAL）を暫定設定（3区分）  
（警戒事態、施設敷地緊急事態（原災法第10条）、全面緊急事態（同15条））
- ・放射線等実測値による防護対策基準（OIL）の暫定設定  
（例）500 $\mu$ Sv/hを実測した場合、数時間以内に避難等を実施 など

### 2 ステップ3の進め方

ステップ2に引き続き、原子力災害対策指針等を踏まえた見直しを進めるものとし、緊急時モニタリングにかかる実施体制等を中心に検討していく。

緊急時モニタリングについては、国の統括下で実施されることが示されたことから、県における緊急時モニタリングセンターの設置場所や実施体制について計画に反映するものとする。一方、具体的な実施方法等については今後示されることから、マニュアルや対象地点については国と協議しながら作成していくものとする。

また、ステップ3で予定していた重点区域等の本格設定については、国においては、「特定原子力施設である東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関し、他の原子力施設と一律にPAZ及びUPZの導入等を行うことは必ずしも適当ではない。」としており、「同発電所のリスク評価等を踏まえながら更なる検討を進める」としていることから、国の検討結果を踏まえ今後計画の見直しを行うものとする。

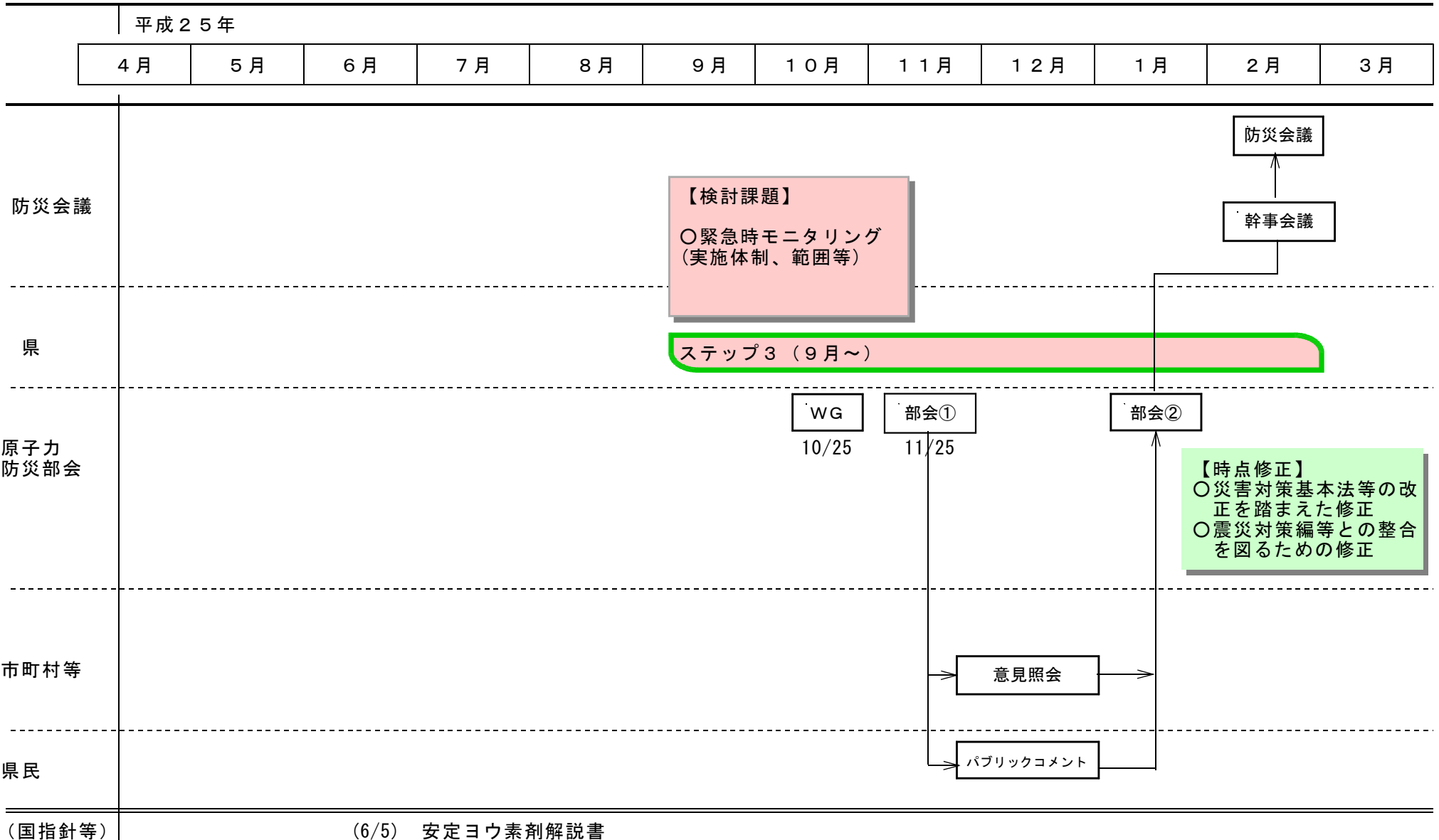
なお、緊急被ばく医療（安定ヨウ素剤の配布体制等）については、同指針等により、事前配布や服用の方法等について一定の見解は示されたが、県の特殊事情に応じた具体的な配布方法等について不明確な点があるため、引き続き、関係市町村及び国等と十分協議の上、ステップ4において検討していくものとする。

ステップ3における見直し項目の整理（案）

	当初	変更（平成25年1月）	変更（案）
初動対応を中心とした見直し	<p>ステップ1 （24年11月完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重点区域の暫定拡大（6町→13市町村）</li> <li>○通報連絡の強化</li> <li>○SPEEDI結果、モニタリング結果の提供・公表</li> </ul>		
国防災指針の改定を踏まえた見直し	<p>ステップ2 （25年3月目途）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難基準等の設定</li> <li>○SPEEDI予測結果の活用</li> <li>○緊急被ばく医療（一部）</li> <li>○緊急時モニタリング（一部）</li> </ul>	<p>ステップ2 （25年3月完了）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難基準等の設定（一部）</li> <li>○緊急被ばく医療（一部）</li> <li>○輸送機関への支援対策</li> </ul>	
	<p>ステップ3 （25年4月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重点区域の本格設定</li> <li>○緊急被ばく医療（一部）</li> <li>○緊急時モニタリング（一部）</li> </ul>	<p>ステップ3 （25年4月以降）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難基準の本格設定</li> <li>○重点区域の本格設定</li> <li>○SPEEDI予測結果の活用</li> <li>○緊急被ばく医療</li> <li>○緊急時モニタリング</li> </ul>	<p>ステップ3 （25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急時モニタリング</li> </ul>
			<p>ステップ4 （26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○避難基準の本格設定</li> <li>○重点区域の本格設定</li> <li>○SPEEDI予測結果活用</li> <li>○緊急被ばく医療</li> </ul>

福島県地域防災計画原子力災害対策編ステップ3の見直しの進め方（案）

(H25.11.25)



(6/5) 安定ヨウ素剤解説書

## ◆ 安定ヨウ素剤の事前配布、備蓄の体制構築に向けた進め方(案)

### 1. 原子力災害対策指針（安定ヨウ素剤）等におけるこれまでの経過

平成25年2月	原子力災害対策指針の改正 ①PAZ内ー住民等への事前配布、②PAZ外ー地方公共団体による備蓄 → 具体的方法の規定はなし
6月	原子力災害対策指針の改正 ①PAZ内ー事前配布の際の医師の説明、副作用・アレルギーの事前調査が必要、予備の備蓄 ②PAZ外ー緊急時に迅速な配布が困難と見込まれる等の地域ではPAZ同様、事前配布も可能 → 事前配布について、医師等による説明・配布の方法等の具体的規定はなし・予算措置の説明等なし
7月、10月	国から「配布・服用に関する解説書」及びその修正版(Q&A含む)の送付 区域に応じた配布・服用方法、説明会の内容等 → 副作用発生時の対応や説明医師の確保等について不明確 → 福島県の特殊事情(配布・備蓄区域、一時立入者等)に対応するための方法が不明確
11月	原発立地13道県による「原子力発電関係団体協議会 安定ヨウ素剤専門部会」の開催 事前配布等における共通課題について検討

### 2. ステップ3における見直しを延期する理由

- 国(原子力規制委員会)からは、上記指針等により事前配布や服用の方法等について、一定の見解は示されたが、福島県の特殊事情に応じた具体的な配布方法等について不明確なところがあり、現実的に実施可能な配布方法等について、引き続き、国や被ばく医療専門家(県緊急被ばく医療協議会)、医療関係団体と協議していく必要があるため、ステップ3における日程での見直しは延期とする。
- 今後、関係市町村と十分協議の上、配布・備蓄区域や配布方法等について検討していく。

### 3. 今後のスケジュール(案)

